社会福祉法人 秦ダイヤライフ福祉会

定款

第一章 総 則

(目的)

- 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用 者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人 の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する ことを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 救護施設の経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - (二) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
 - (ホ) 老人デイサービス事業の経営
 - (へ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を高知県高知市薊野北町二丁目25番8号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員10名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営 についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が24万円を超えない範囲で、評議員会において 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができ る。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

- 第一○条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回 る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま での者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び評議員会において選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上11名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての 権利義務を有する。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第二二条 この法人に職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものに ついては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第二五条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

①特別養護老人ホームあざみの里敷地

・高知県高知市薊野北町二丁目841番5 3,077.38 m²

· 高知県高知市薊野北町二丁目841番14

24. 00 m²

②グループホームあざみの家敷地

・高知県高知市薊野北町二丁目 8 4 3 番 1 667.11 m²

・高知県高知市薊野北町二丁目841番12 141.36 m²

③小規模多機能ホームあざみの荘敷地

・高知県高知市薊野北町二丁目1823番50 330.58 m²

④デイサービスセンター風の大地敷地

・高知県高知市一宮西町二丁目 5 4 8番 373.00 m²

⑤グループホーム三つ星日記敷地

• 高知県高知市一宮東町五丁目 2 9 8 3 番 1 799.69 m²

⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地

・高知県高知市一宮西町三丁目1834番1 1,198.00 m²

⑦特別養護老人ホーム絆の広場敷地

・高知県高知市一宮南町一丁目4078番1 823.67 m²

・高知県高知市一宮南町一丁目4078番3 414.12 m²

・高知県高知市一宮南町一丁目 4 0 7 8 番 4 129.51 m²

・高知県高知市一宮南町一丁目4081番1 1,661.01 m²

⑧グループホームリットの風·就労継続支援B型事業所リットの風敷地

・高知県高知市薊野北町二丁目1823番56 380.25 m²

⑨救護施設誠和園敷地

・高知県高知市一宮南町一丁目4082番1 1,046.40 m²

・高知県高知市一宮南町一丁目4082番2 99.89 m²

・高知県高知市一宮南町一丁目 4 0 8 2 番 3 388.35 ㎡

・高知県高知市一宮南町一丁目4082番6 11.36 m²

・高知県高知市一宮南町一丁目4082番10 1.167.76 m²

- 5 -

- 6 -

・高知県高知市一宮南町一丁目4137番2	201. 02 m ²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4091番1	235. 18 m²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4092番1	123. 51 m ²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4135番1	387. 85 m²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4135番3	85. 26 m²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4135番4	170. 34 m ²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4136番1	381. 92 m²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4136番3	82. 51 m ²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4136番4	142. 92 m²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4137番4	78. 22 m²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4084番4	29. 89 m²
· 高知県高知市一宮南町一丁目4091番4	10. 61 m ²

(2)建物

①特別養護老人ホームあざみの里

高知市薊野北町二丁目841番地5 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 延4552.47 ㎡

②グループホームあざみの家

高知市薊野北町二丁目843番地1、841番地5、841番地12 木造瓦葺2階建

延 504.35 m²

③小規模多機能ホームあざみの荘

高知市薊野北町二丁目1823番地50

木造鋼板葺2階建

延 274. 79 m²

④デイサービスセンター風の大地

高知市一宮西町二丁目548番地

木・鉄筋コンクリート造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根2階建 延259.84 m²

⑤グループホーム三つ星日記

高知市一宮東町五丁目2983番地1

木造鋼板葺2階建

延 607.91 m²

⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁

高知市一宮西町三丁目1834番地1

木造鋼板葺2階建

延 484. 49 m²

(7)特別養護老人ホーム絆の広場

高知市一宮南町一丁目4081番地1、4078番地1、

4078番地3、4078番地4

鉄筋コンクリート造鋼板葺陸屋根4階建

延 5,849.17 m²

⑧グループホームリットの風・就労継続支援B型事業所リットの風

高知市薊野北町二丁目1823番地56

木造鋼板葺2階建

延 390.61 m²

⑨救護施設誠和園

高知市一宮南町1丁目4082番地1、4082番地10、4082番地3、4082番地6、4137番地2、4136番地4、4135番地4

鉄筋コンクリート 造陸屋根3階建

延 3, 213, 38 m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の 承認を得て、高知市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に は、高知市長の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三○条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目

的として、次の事業を行う。

- (1) 有料老人ホームの経営
- (2) 地域ふれあい介護予防事業
- (3) 居宅介護支援事業の経営
- (4) 介護職員初任者研修事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三七条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会 福祉事業及び公益事業に充てるものとする。

第八章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第1項第1号及び第3号から第6号までの解 散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

- 第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高知市長の認可 (社会福祉法第四五条の三六第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを 除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を 高知市長に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会の掲示場に掲示すると

ともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事	長	福田	善晴
理	事	徳橋	英子
理	事	松木	晃
理	事	葛目	顕
理	事	竹本	範彦
理	事	新宮	玲子
理	事	秋田	保意
理	事	西村	由美
理	事	中島	龍一
理	事	佐藤	政子
監	事	山本	恵子
監	事	森本	正男
監	事	山中	健利

- 1. 1. この定款は平成13年 7月 6日制定・施行
- 2. 平成 13 年 12 月 3 日改正 (平成 13 年 12 月 21 日認可)
- 3. 平成14年3月27日改正 (平成14年4月9日受理)
- 4. 平成14年10月7日改正 (平成15年3月3日認可)

- 第1条(2)第二種福祉事業(イ)老人居宅介護等事業(あざみ)を追加
- 第4条事務所の所在地を高知県高知市薊野841番地5に変更
- 第18条2(2)基本財産 建物を追加
- 第1条(2)第二種福祉事業(ウ)痴呆対応型共 同生活援助事業(グループホームあざみ家)を追

5. 平成15年2月7日改正 第4条事務所の所在地を高知県高知市薊野北町 二丁目25番8号に変更 (住民表示に関する法律に) 第18条2(1)基本財産 土地の住所(2)基 基づく住居表示の変更 本財産 建物の住所を高知県高知市薊野北町二 丁目25番8号に変更 6. 平成16年3月11日改正 第18条資産の区分の住所を謄本の住所に統一 (平成16年4月9日認可) 特別養護者人ホームあざみの里土地延べ面積は、 土地寄附(平成13年7月6日)の面積は、 3,102.03 m² (宅地) であったが、観測により敷地 は、宅地と池沼であったため、宅地から一部池沼 に地目変更したところ謄本に誤差が生じた為変 更グループホームあざみの家開設に伴い追加 第19条平成15年10月1日「独立行政法人福 祉医療機構」として新法人化となったため変更 7. 平成16年5月27日改正 第1条(2)第二種福祉事業(工)身体障害者短 (平成19年6月16日認可) 期入所事業 (あざみの里) を追加 第18条資産の区分にグループホームあざみの 家土地を基本財産に追加 8. 平成16年12月2日改正 第19条基本財産の処分に社会福祉法人定款準 (平成16年12月15日認可) 則の一部改正伴い第1項及び第2項を追加 9. 平成17年5月19日改正 第18条資産の区分に公益事業の基本財産を追 (平成17年7月13日認可) 加し3種とし、第27条公益事業(第5章公益を 目的とする事業) 有料老人ホーム馴染み横丁の設 置経営を追加 また、社会福祉法人の認可、審査要領、指導監査 要綱の一部改正(社援総発第0414001号・老計発 第 0414001 号: 平成17年4月14日) に伴い第 3条、第9条の一部及び第14条(評議員会の権 限) 第2項を評議員会の意見を聴かなければなら ないに変更する 第1条(2)(ハ)認知症対応型共同生活援助事業 10. 平成17年8月25日改正 (平成17年9月9日認可) へ変更 介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴 う「痴呆」の用語が見直された(平成17年法律 第77号) 平成17年6月29日に公布・施行 11. 平成 18 年 8 月 10 日改正 障害者自立支援法に基づく制度改正に伴い第1 (平成18年9月27日認可) 条(二)障害福祉サービス事業(あざみの里)に 表現を変更 改正日: 平成 18年 10月 1日 平成 19 年 5 月 24 日改正 第1条(二)小規模多機能型居宅介護事業の経営 (平成19年7月5日認可) を追加 第1条(二)障害福祉サービス事業を(ホ)に変 13. 平成19年12月6日改正 第18条2項(1)土地 ③小規模多機能ホームあ (平成19年12月26日認可) ざみの荘基本財産敷地を追加 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘基本財産建物を追加 14. 平成 20 年 12 月 11 日改正 第1条(目的)デイサービス事業の経営を追加 (平成21年1月5日認可) 第18条2項(1) 土地 ④デイサービスセンター 風の大地基本財産敷地を追加 第18条2項(2)建物 ④デイサービスセンター 15. 平成 21 年 3 月 19 日改正 (平成21年4月6日許可) 風の大地基本財産建物を追加 16. 平成 22 年 3 月 25 日改正 第18条2項(1)土地 ⑤グループホーム三つ星 (平成22年4月12日許可) 日記基本財産敷地を追加 17. 平成 22 年 5 月 20 日改正 第1条(目的)グループホーム三つ星日記追加に (平成22年5月31日許可) より認知症対応型老人共同生活援助事業(グルー

活援助事業の経営とした 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	活援助事業の経営とした 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経 営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	プホームあざみの家) を認知症対応型老人共同生	ノベームのでがり参加と対応主任人大門工	活援助事業の経営とした		
第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	ケル AWCの外外が を配列に対応主名人共同工	活揺助事業の経堂とした			
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 	活援助事業の経営とした				活援助事業の経営とした
 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日に平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 	 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			一部改正により掲示方法に官報を追加		
グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室) 公益事業に追加19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室) 公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経 営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	即改正1087月77日1日刊已经加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の
第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正毎 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	18. 平成22年7月8日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ
(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副監経営とした 20. 平成24年1月12日改正 (平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成23年9月1日改正(平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤	18.平成 22 年 7 月 8 日改正――第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤
とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可)	とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加率成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)一第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可)第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可)第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可)第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加
室、②脳の健康教室)公益事業に追加19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可)平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副業を費を有料者人ホーム設置経営とした20. 平成24年1月12日改正 (平成24年1月19日認可)第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記動地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成24年3月21日改正第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	室、②脳の健康教室)公益事業に追加9. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可)平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20. 平成24年1月12日改正第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を
19.平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20.平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替21.平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ
 (平成23年9月26日認可) 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 (平成24年1月19日認可) 一一第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 	(平成23年9月26日認可)一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20. 平成24年1月12日改正第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教
20.平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替21.平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)
20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)	営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)
(平成 24 年 1 月 19 日認可)記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム
1、2983番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	(亚战 94 年 1 日 10 日製可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経
財産への一部切替21. 平成24年3月21日改正第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	()	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)
21. 平成24年3月21日改正	1、2983番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	18.平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加19.平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20.平成 24 年 1 月 12 日改正第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日
		18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記 2 9 8 8番	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18 条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 19. 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム・制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正(平成24年1月19日認可) 第 33条(公告の方法)平成19年4月定款準則の一部改正により第274.79㎡に変更⑥グループホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム計量経営とした 21. 平成24年1月12日改正(平成24年1月19日認可) 	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ (平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第 18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番
		 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 一年 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記動地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部切替
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) (平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) (第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした第 18 条 2 項 (1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部)523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 20. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分)2 項 (1)土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)
		第33条 (公告の方法) 平成 19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成23年9月26日認可 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)	第33条 (公告の方法) 平成 19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡で変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成23年9月26日認可 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム手金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副藻み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2)	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡で変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24年 2 月開設予定の有料老人ホーム・一日追加により第 27条 (種別) 有料老人ホーム・副染み横丁の設置経営を有料を人ホーム・設置経営とした 第18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1、一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ
		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いさいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記數地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第 18条(資産の区分)2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記勲地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部)523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第18条 (資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡で変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2)
		第33条(公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 19. 平成 23 年 9 月 1 日改正(平成 23 年 9 月 26 日認可) 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正(平成 24 年 1 月 19 日認可) 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正(平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改革(27 建物) 3 小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 26 日認可) 19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物を追加	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームぼっちり横丁 敷地 基本財産建物を追加 	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ
	22. 平成 24 年 5 月 24 日改正	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第1条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第1条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム計算経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1、一部)523.31㎡を公益事業用 財産への一部切替 第1条条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産建物を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)
	22.平成 24 年 5 月 24 日改正— 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームあざみの里の施設名	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡ を延 274.79 ㎡ に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替財産への一部切替財産への一部切替財産への一部切替財産への一部切替財産への一部切替財産への一部切替別を機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産建物を追加 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームがよの広場開設により特別養護老人ホーム幹の広場開設により特別養護老人ホームおみの里の施設名	第 33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡ を延 274.79 ㎡ に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いさいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	第 33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡ を延 274.79 ㎡ に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いさいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)
	22. 平成24年5月24日改正 (平成24年6月6日認可) 第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームあざみの里の施設名 称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274、79 ㎡を延 274、79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523、31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム幹の広場開設 により特別養護老人ホームの改置経営及び	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に土地金水あいへ護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1条 (目的) 特別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条 (種別) に地域を追加 第27条 (種別) に地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条 (種別) 有料老人ホーム副課み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記整位 宮とした 第18条2項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産建物を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの主の面積 274、79 ㎡を延 274、79 ㎡を更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記経営を有料を人ホーム設置経営とした予防事業のでの部切替第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星日記をとした予防事業のでの計算を対象に追加第 3 番 1、2 9 8 3 番 1(一部)523、31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産生物を追加第 1 条 (目的)特別養護を人ホーム部の広場開設により特別養護を人ホームおざみの里の施設名称を削除し特別養護を人ホームの設置経営及び
(平成24年10月30日認可) 宅介護支援事業を追加	22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 1 条 (目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームあざみの里の施設名 称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274、79 ㎡を変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正(平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム一般置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷出(平成 24 年 1 月 19 日認可) 年 12 敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523、31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第 1 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁素本財産建物を追加第 1条 (目的)特別養護老人ホームが広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正(平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 1 月 12 日改正(平成 24 年 1 月 19 日認可) 「中成 24 年 1 月 19 日認可」 「中成 24 年 1 月 19 日認可」 「中成 24 年 3 月 21 日改正(平成 24 年 4 月 17 日認可) 「中成 24 年 5 月 24 日改正(平成 24 年 6 月 6 日認可) 「第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1条 (目的)特別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームおの広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡ c変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業(1)かきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別)有料老人ホーム副製み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部)523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第余(24 年 4 月 17 日認可) 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 18 条 (資産の区分)2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 18 条 (資産の区分)2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 1条 (目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム・動験み横丁の設置経営を有料老人ホーム・設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523、31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第 18条(資産の区分)2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産建物を追加第 22. 平成 24 年 5 月 24 日改正(平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 1条 (目的)特別養護老人ホームおの広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に変介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正(平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホームチ金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加第 1条 (目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした
	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームあざみの里の施設名 称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第18条2項(2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム最置経営とした 20. 平成23年9月26日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 30 小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡ を延 274.79 ㎡ に変更⑤ グループホーム三つ星日配基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日に乗成 24 年 1 月 19 日認可) に収え4 年 1 月 19 日認可) に収え4 年 1 月 19 日認可) に収え4 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) に収え4 年 6 月 6 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁基本財産建物を追加第 22. 平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 1条 (目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 23. 平成 24 年 9 月 27 日改正 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域かれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム最置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日に東成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日に東成 24 年 3 月 21 日改正(平成 24 年 3 月 21 日改正(平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁基本財産建物を追加第 4 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁基本財産建物を追加第 5 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
(平成 25 年 4 月 18 日認可) (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 2 月 2 2 2 2 2 2 2 2	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 (3) 小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星目記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成24年1月12日改正 (平成24年1月19日認可) 平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産分の一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産分の一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産分の一部の財産を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム約の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更	 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 30 小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) マ成24年2月開設予定の種別37条(福別)有料老人ホームチ金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム約置経営及び 老人短期入所事業とした 第27条(種別)に平成24年1月1日開設の居 宅介護支援事業と追加 第2条(種別)に平成24年12月1日開設の居 宅介護支援事業と追加 第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 30/規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) マ成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建り修改を追加入第1条(目的)特別養護老人ホームの設置経営及び老人知利所事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居を対するのにより複数を対するのによりを対するのによりが表するのによりを対するのによりを対するのによりを対するのによりを対するのによりによりを対するのによりを表するのはよりを表するのによりを表するのによりを表するとものによりを表するのによりを表するのによりを表するのによりを表するのによりを表するのによりを表するの
	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加
第 18 条(資産の区分)2 項(1)土地⑦特別養護	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡を変更⑤ グループホーム三つ星 日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業の) 公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホームチ金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星 日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム却の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 1 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星 日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星 日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム却の正場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 1 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款推則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星 日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に更介護者とならないことを目的とした予防事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星 日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1条 (目的) 特別養護老人ホームがの広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 1 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款雑則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 平成 22 年 7 月 8 日改正
第 18 条(資産の区分)2 項(1)土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 第 27 条 (社園) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 室介護支援事業を追加 第 28 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274 4 79 ㎡を延正(変更) グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム と 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別)に下中成24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274・79 ㎡を延至4・79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム・1 金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム・1 金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム・2 製染み横丁の設置経営を有料老人ホーム・2 製造を付け、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム神の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居で介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム幹の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム幹の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274 . 79 ㎡ 定変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脈の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム一旦加により第 27 条 (種別) 有料老人ホームの影響を表した 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記基本財産経験を追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム設置経管とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホームがあるの里の施設名称を削除し特別養護老人ホームが広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 定介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム幹の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 (3) 小規模多機能ホームあ
第 18 条(資産の区分)2 項(1)土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡に変更 3 がの 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業) ひきいき百歳体操物 室、②脳の健康教室) 公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 数準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③ 小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡ を延 274.79 ㎡ に変 5 グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあいつ護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを 目的とした予防事業) いさいき 百歳体操教 室、②脳の健康教室) 公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3 条 3 条 3 条 3 条 3 条 3 条 3 条 3 条 3 条 3 条 3 月 3 日
第 18 条(資産の区分)2 項(1)土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数)(2)監事 3 名を 2 名に変更(辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第 18 条 (資産の区分)2項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡に変更 5 グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) イオキを人ホーム設置経営とした 野助事 27 条 (種別) に地域があれるい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム設置経営とした 第 18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1条 (目的) 特別養護老人ホームがの広場開設により特別養護老人ホームがの工場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27条 (種別)に平成 24 年 10 月 10 日間設の居 宅介護支援事業を追加 第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地①特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変 項 3 がループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 不料老人ホーム 割柴み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記を対象に要介を対象に要介を対象に要介を対象に要介を対象に要介を対象に要介を対象に要介 5 名 条 (種別) により第 27 条 (種別) たいと、主の主の主とした 第 18条 2 項 (1) 土地⑥ グループホーム三つ星日記 数地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523、31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第 1条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームにあるどみの里の施設名称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27条 (種別) に平成 24 年 10 月 10 日間設の居 宅介護支援事業を追加 第 5条 (役員の定数)(2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護	 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 数準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡ を延 274.79 ㎡ で変 275.70 元 2 を目的とした予防事業 ② に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業 ② にからいきいきの 2 年 2 月開設予定の有料老人ホームの 世経経 営とした 第18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム 三つ 星 日記敷地 (高知市一宮東町正丁目 2 79 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡ を公益事業用 財産への一部切替 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡ を公益事業用 財産への一部切替 第18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物を追加 第1条 (目的) 特別養護老人ホーム経の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営 及び老人短期入所事業とした 第27条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ
第 18 条(資産の区分)2 項(1)土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19 条(基本財産の処分)各号の表記の更正	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可) 平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規核多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡に変更 ⑤ グルーブホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあいう渡子的事業 ① いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡に変更⑤ グルーブホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別)に地域ふれあい方護子防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定教準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 25. 平成 25 年 5 月 23 日改正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホームかごみの里の施設名称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可) 平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居宅介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更の辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場基本財産土地(2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場基本財産土地(2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 19 条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18 条 (資産の区分)(1)土地	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規核多機能ホームあ ざみの荘の面積 274、79 ㎡ を延 274、79 ㎡ と変更 ⑤ グルーブホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業の(平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム五電 20. 平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑤小規模多 機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 18条 (首別 1 大事でより横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地の特別表護 老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更 第 18条 (資産の区分) (2) 建物 (5) 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物 (5) 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19条 (基本財産の処分) 各 5の表記の更正 第 18条 (資産の区分) (1) 土地 (5) 年初 (第33条 (公告の方法) 平成 19年4月定献準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡と変更⑤ グルーブホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業(少いさいき百蔵体操教室、②脳の健康教室) 公益事業に追加 平成 23年9月1日改正 (平成 23年9月2日改正 (平成 24年1月12日改正 (平成 24年1月19日認可) 121. 平成 24年1月19日認可 21. 平成 24年4月17日認可 21. 平成 24年6月6日認可 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第27条(種別)に平成 24年6月6日認可 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第24年6月6日認可 第1条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多格に入ぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短別入所事業とした 第27条(種別)に平成 24年12月1日開設の居宅介護支援事業を追加 第5条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多格を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び老人短別入所事業とした 第27条(種別)に平成 24年12月1日開設の居宅介護支援事業を追加 第1条(首の定数)29項(1)土地の財務24年12月1日開設の居宅介護支援事業を追加 第5条(資産の区分)2項(1)土地の特別表該老人ホーム部の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム部の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム部の広場 基本財産建物を追加 第5条(資産の区分)2項(1)土地の特別表該老人ホーム幹の広場 基本財産建物を追加 第5条(資産の区分)2項(1)土地の特別表該 老人ホーム幹の広場 基本財産建物を追加 第19条(基本財産の区分)6号の表記の更正 第18条(資産の区分)(1)土地	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成 19年4月定献準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡に変更⑤ グルーブホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条 (種別)に地域ふれあいう護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いさいき百蔵体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24年2月間設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条 (種別) 有料老人ホーム五金の一日追加により第27条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム五盤匿経 営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム 三型星日記数地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第1条(百動・外別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短別入所事業とした 第27条(種別)に平成24年10月30日認可 第1条(6動・特別養護老人ホームの設置経営及び老人短別入所事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業を追加 第5条(資産の区分)2項(1)土地⑥・財政 基本財産建物を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短別入所事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業を追加 第5条(資産の区分)2項(1)土地の特別表談老人ホーム部の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム部の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム辞の広場 基本財産建物を追加 第19条(基本財産の区分)各号の表記の更正 第18条(資産の区分)(1)土地	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 2 年 19 年 3
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地で特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物で 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 25. 平成 25 年 5 月 23 日改正 (平成 25 年 6 月 13 日認可) 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。	22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23. 平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24. 平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18条 (資産の区分) (1) 土地25. 平成 25 年 5 月 23 日改正 (平成 25 年 6 月 13 日認可)第 18条 (資産の区分) (1) 土地 第 18条 (資産の区分) (1) 土地 第 22 をの表示に改める。	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を迫加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡と変更 ⑤ グルーブホーム三の星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあいう誇于防事業で (地域の高齢者を対象に変力(護子)の書子に追加 年成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 東側の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡と変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域みれあいう薄子防事業・(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 東 19 の 一部改正により掲示方法に管報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡ (変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産団物を追加 第 27 条 (種別) に地域みれあいう海子防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 東 19 の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274 79 ㎡を延 274 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域み高か者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加25. 平成25年5月23日改正 (平成25年6月13日認可)第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正第 18 条 (資産の区分) (1) 土地第ごとの表示に改める。26. 平成26年3月20日改正第 1条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(4)特別養	22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームあざみの里の施設名 称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23. 平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24. 平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正25. 平成 25 年 5 月 23 日改正 (平成 25 年 6 月 13 日認可) 平成 26 年 3 月 20 日改正第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。 第 1 条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(イ)特別養	第.33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 就 準則の一部改正により掲示方法に官 報を追加 第.8 条 2 項 (2 種物 ③) 小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 新 準則の 一部改正により掲示方法に官 報を追加 第 27 条 (種別) に 地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要が護者と 27 位 と 種物 ③ 小規模多機能ホームあ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 就準則の一部改正により掲示方法に官 報を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要グ障 選を心いことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室、公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 1 月 19 日認可) 平成 24 年 1 月 19 日認可 平成 24 年 4 月 17 日認可 平成 24 年 6 月 6 日認可) 平成 24 年 6 月 6 日認可) 平成 24 年 6 月 6 日認可) 平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可) 平成 25 年 4 月 18 日認可) 平成 25 年 6 月 13 日認可 (平成 25 年 6 月 13 日認可) 平成 25 年 6 月 13 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥水規模多機能ホームまごかみの里の施設名称を削除し特別養護を入ホームの設置経営及び老人規則入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護を入ホームが別路 基本財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護を入ホームがの広場 基本財産建物を追加 第 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護を入ホームがの広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の分) 2 号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地⑦特別養護を入ホーム辞の広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の分) 6 号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地⑦特別養 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 第 25 の表示に改める。 第 1 条 (目的) (1) 第 種社会福祉事業(4) 特別養	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 82 項 (2) 建物 ③小規参機能ホームあ
第18条(資産の区分)2項(1)土地で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加25. 平成25年5月23日改正 (平成25年6月13日認可)第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正26. 平成26年3月20日改正 (平成26年4月7日認可)第1条(目的)(1)第一種社会福祉事業(イ)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(イ)	22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームあざみの里の施設名 称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23. 平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24. 平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加25. 平成 25 年 5 月 23 日改正 (平成 25 年 6 月 13 日認可) 平成 26 年 3 月 20 日改正第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。 第 1 条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(4)特別養	第.3条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示力法に官報を追加 第.2年 22 年 8 月 18 日認可) 第.3条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示力法に官報を追加 第.27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月間設予定の有料と人ホーム千金の一日追加により第 27条 (種別) 有料を人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料を人ホーム設置経営とした 第.18条 2項(1) 土地⑤グループホーム三つ星目 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523、31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 新 準則の 一部改正により掲示力法に官報を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とからないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 1 月 19 日認可) 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第 18 条 (利別) 下平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 19 条 (種別) 下平成 25 年 4 月 18 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 機能ホームにっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 (平成 25 年 4 月 18 日認可) 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥外別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 (平成 25 年 4 月 18 日認可) 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名、ホーム経の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名、大市一人絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名、大市一人絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名、大市一人絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名、大市一人絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名、大田一人絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名、大田一人絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名、大田一人絆の近場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示力法に官報を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者と近り 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とからないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月間設予定の有料と人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料を人ホーム 影楽み横丁の設置経営を有料を人ホーム 影楽み横丁の設置経営を有料を人ホーム 影響み横丁の設置経営を有料を人ホーム 影響を横下の設置経営を有料を人ホーム 影響を横下の設置経営を有料を人ホーム 影響を横下の設置経営を有料を人ホーム 影響を横下の設置経営を有料を人ホーム 影響を横下の設置経営をした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星目 記敷地 (高知市・官東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横下敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横下敷地 基本財産土地 (2) 建物の治規核多機能ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第 18 条 (同的) 特別養護老人ホーム砂の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 (平成 25 年 4 月 18 日認可) 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護者人本の経営、(2) 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地②特別予別養護 25 年 5 月 23 日改正 (平成 25 年 6 月 13 日認可) 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 電ごとの表示に改める。 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第27条 (種別) に平成 22 年 8 月 18 日認可) 第18条 2 項 (2) 建物 ③外投き機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を遊 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ早日記基本財産建物を追加 第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室 (2)脳の健康教室 人益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月間設予定の有者と人ホーム千金の一日追加により第 27条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一官東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームほっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第1条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第1条 (目的) 特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第27条 (役員の定数) (2) 監事3名を2名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム半の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム半の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護名のより 4 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 第 19 条 (基本財産の処分) (1) 土地 第 19 条 (資産の区分) (1) 土地 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 第 2 との表示に改める。 第 1条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(イ)特別養 2 人短期入所事業の経営(の) 2 第二種社会福祉事業(イ) 老人短期入所事業の経営(の) 2 第二種社会福祉事業(イ) 名人短期入所事業の経営(の) 2 第 2 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第	22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした第 27 条 (種別)に平成 24 年 12 月 1 日開設の居で介護支援事業を追加第 5 条 (役員の定数)(2)監事3名を2名に変更の辞した。第 27 条 (種別)に平成 24 年 12 月 1 日開設の居宅介護支援事業を追加第 5 条 (役員の定数)(2)監事3名を2名に変更の辞した。第 28 条 (資産の区分)2項(1)土地で特別養護老人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物で特別養護老人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物で特別養護老人ホーム絆の広場基本財産建物を追加第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地第 25 年 6 月 13 日認可)第 18条 (資産の区分)(1)土地第 25 年 6 月 13 日認可)第 18条 (資産の区分)(1)土地第 25 年 6 月 13 日認可)第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地第 25 年 6 月 13 日認可)第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地第 25 年 6 月 13 日認可)第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地第 25 年 6 月 13 日認可)第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地第 25 年 6 月 13 日認可)第 18年 6 目的)(1)第一種社会福祉事業(4)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)老人短期入所事業の経営(4)第 18年 6 日前 25 年 6 月 13 日記可)第 1条 (目的)(1)第一種社会福祉事業(4)特別養護者人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)者人短期入所事業の経営(4)第 18年 6 日前 25 年 6 月 13 日記可)第 18年 6 目前 25 年 6 月 13 日記可)第 18年 6 目前 25 年 6 月 13 日記可)第 18年 6 目前 25 年 6 月 13 日記可)第 18年 6 目前 25 年 6 月 13 日記可)第 18年 6 目前 25 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模を機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により 48 示力法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規を機能ホーム 5 さみの荘の面積 274. 79 ㎡を遅り 47. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域あれあかけいさいき百歳体機数 第、②脳の健康教室) 公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 平成 24 年 1 月 19 日認可) 平成 24 年 1 月 17 日認可) 平成 24 年 4 月 17 日認可) 平成 24 年 6 月 6 日認可) 平成 24 年 6 月 6 日認可) 平成 24 年 6 月 6 日認可) 年 (平成 25 年 4 月 18 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥・対規模多機能ホーム方の力能数を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥・対規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2) 建物⑥・功規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2) 建物⑥・功規模多機能ホームばっちり横丁敷地 基本財産土地(2) 建物⑥・対規模多機能ホームばっちり横丁敷地 基本財産土地(2) 建物⑥・対規模多機能ホームがあるの里の施設名 称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 全介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (評任と同時に定款理則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦・特別養護老人ホーム幹の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦・特別養護老人ホーム幹の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦・特別養護老人ホーム幹の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦・特別養護老人ホーム幹の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦・特別養護老人ホーム幹の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦・特別養護老人ホーム経営、(2) 第 3 名を 2 名に変更 第 18 条 (資産の区分) 10 1 土地 第 19 条 (基本財産の処分) 各 5 の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 第 19 条 (基本財産 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2 の 2
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 (平成 25 年 6 月 13 日認可) 第ごとの表示に改める。 第 1条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(イ)特別養 (平成 26 年 4 月 7 日認可) 第 2 条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(イ)特別養 護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(ℓ) 老人短期入所事業の経営(ロ)老人居宅介護等事業の経営(ヘ)障害福祉サービス事業の経営に変更 第 7条 (役員の選任等) 理事は、評議員会におい	第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居(平成24年10月30日認可) 24. 平成25年3月21日改正(平成25年4月18日認可) 第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更(辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第18条(資産の区分)2項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場基本財産建物を追加第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地 第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地第特別養護老人ホーム絆の広場基本財産建物を追加第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地第十分で表示に改める。第1条(目的)(1)第一種社会福祉事業(イ)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(イ)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(イ)を入短期入所事業の経営(の)を目記で変更第7条(役員の選任等)理事は、評議員会におい	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 数準則の一部改正により 掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 離析 ③小規接機能ホームあ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 数準則の一部改正により 48 元方法に官報を追加 第 18 を 2 項 (2) 建物 ③ 小規模 接機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により 48 示方法に官報を追加 第 18 を 2 項 (2) 建物 ③小規線 機能ホームあ
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 第 18 条 (資産の区分) (2) 第二種社会福祉事業(利等別養 第 2 人 本 人 の経営、(2) 第二種社会福祉事業(利等の経営(2) 第二種社会福祉事業(利等の経営(2) 第二種社会福祉事業(利等の経営(2) 第二種社会福祉事業(利等の経営(2) 第 2 を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居(平成 24 年 10 月 30 日認可) 第 5 条 (役員の定数)(2)監事3名を2名に変更(評成 25 年 4 月 18 日認可) 第 5条 (資産の区分)2項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地 第 2条 (資産の区分)(2)第二種社会福祉事業(4)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4) 表人短期入所事業の経営(の)老人居宅介護等事業の経営(へ)障害福祉サービス事業の経営に変更第 7条 (役員の選任等)理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第 40条に	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 数準則の一部改正により 8吊 方法に官骸を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 物 ③小規模を機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 数準則の一部改正により 84 元方法に官報を追加 第 18 条 2項 (2) 建物	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 新準則の一部改正により 48 示方法に官 報を追加 第 18 条 2項 (2) 建物
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。 第 1 条 (目的) (1) 第一種社会福祉事業(4) 特別養 護老人ホームの経営、(2) 第二種社会福祉事業(4) 老人短期入所事業の経営(n) 老人居宅介護等事業 の経営(へ)障害福祉サービス事業の経営に変更 第 7 条 (役員の選任等) 理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第 40 条に 準拠した)	第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居(平成24年10月30日認可) 第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更(辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第18条(資産の区分)2項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地 第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地第2との表示に改める。第1条(目的)(1)第一種社会福祉事業(小特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(小特別養護者人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(小者人短期入所事業の経営(の)産害福祉サービス事業の経営に変更第7条(役員の選任等)理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第40条に準拠した)	### 第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 2 年 3	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 2 東 2	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 数準則の一部改正により 指示方法に管理を追加
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。 26. 平成 26 年 3 月 20 日改正 (平成 26 年 4 月 7 日認可) 第 1 条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(イ)特別養 護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(ℓ) 老人短期入所事業の経営(□)老人居宅介護等事業 の経営(へ)障害福祉サービス事業の経営に変更 第 7 条 (役員の選任等) 理事は、評議員会におい て選任することとした(租税特別措置法第 40 条に 準拠した) 第 9 条 (理事会)第 2 項招集に誤字訂正	(平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別)に平成 24 年 12 月 1 日開設の居(平成 24 年 10 月 30 日認可) 24. 平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可) 25. 平成 25 年 6 月 13 日認可) 26. 平成 26 年 3 月 20 日改正 (平成 26 年 4 月 7 日認可) 27. 平成 26 年 4 月 7 日認可) 28. 平成 26 年 4 月 7 日認可) 29. 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地 (2) 建物 (2) 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 (2) 建物 (2) 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 (2) 建物 (2) 等 18 条 (資産の区分) (1) 土地 (2) 建物 (2) 等 18 条 (資産の区分) (1) 土地 (2) 建物 (2) 等 18 条 (資産の区分) (2) 第二種社会福祉事業 (4) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (4) 経営 (2) 第二 (4) 日本社会福祉事業 (4) 経営 (4) 日本社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定 新 単則	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定 年4月定 東京 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1	18、 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定新準則の一部改正により掲示方法に官範を追加 第18条 2項 (2) 建物 3小規模を機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 新 準則 の一部改正により 掲示方法に官義を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規核 整能ホームあ
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 第 2 との表示に改める。 第 1 条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(イ)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(イ)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(イ)特別養護者人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(イ) 第 2 人短期入所事業の経営に変更 第 7 条 (役員の選任等) 理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第 40 条に 準拠した) 第 9 条 (理事会)第 2 項招集に誤字訂正 第 12 条第 2 項施設の長はの後に点を加える	(平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 1条 (目的) 特別養護老人ホーム約でよの里の施設名称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居(平成 24 年 10 月 30 日認可) 第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更(辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第 18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2) 建物で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地第 19条 (基本財産の処分)各号の表記の更正第 18条 (資産の区分)(1)土地第 2 との表示に改める。第 1条 (目的)(1)第一種社会福祉事業(小特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(小老人短期入所事業の経営(2)第二種社会福祉事業(小者人短期入所事業の経営(2)第二種社会福祉事業(小者人短期入所事業の経営(2)第二種社会福祉事業(小者人短期入所事業の経営(2)第二種社会福祉事業(小者人短期入所事業の経営(2)第二種社会福祉事業(小者人短期入所事業の経営(2)第二種社会福祉事業(小者人理)本の経営(2)第二種社会福祉事業(小者人理)本の経営(2)第二種社会福祉事業(小者人理)本の経営(2)第 2 項組代特別措置法第 40条に準拠した)第 9条 (理事会)第 2 項招集に誤字訂正第 12条第 2 項施設の長はの後に点を加える	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定 新 単則 一部 0 正に より掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 (3) 小規格多能市・人 あ ざみの年の面積 27 4 79 ㎡ を延 27 4 79 ㎡ 1 変更 (3) グループホーム 三 2 目 記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護子防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないと と 4 目的とした予防事業のいきいき 百歳体験 室、②脳の健康教室、公益事業に追加 平成 24 年 2 月間設予定の有料者人ホーム → 副菜み横丁の設置経営を有料者人ホーム → 副菜み横丁の設置経営を有料者人ホーム シ 製工 (1) 土地⑥小规核多機能ホームほっちり横丁 基本 財産物の小規模多機能ホームほっちり横丁 基本 財産物の小規模多機能ホームに 3 5 9 4 (2) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。 第 1条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(イ)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(/) 老人短期入所事業の経営(の)老人居宅介護等事業の経営(へ)障害福祉サービス事業の経営に変更 第 7条 (役員の選任等) 理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第 40条に準拠した) 第 9条 (理事会) 第 2 項招集に誤字訂正 第 12 条第 2 項施設の長はの後に点を加える 第 18 条 (資産の区分) 第 1 項基本財産、運用財産	第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居(平成24年10月30日認可) 第2条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更(辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第18条(資産の区分)2項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地②特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地②第18条(資産の区分)(1)土地第三との表示に改める。第1条(目的)(1)第一種社会福祉事業(分特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(分老人短期入所事業の経営(の)老人居宅介護等事業の経営(へ)障害福祉サービス事業の経営に変更第7条(役員の選任等)理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第40条に準拠した)第9条(理事会)第2項招集に誤字訂正第12条第2項施設の長はの後に点を加える第18条(資産の区分)第1項基本財産、運用財産	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) (地域の高齢者を対象に要介・護者とならないことを目的とした子防事業の)ともいる情報・数率、(地域の高齢者を対象に要介・護者とならないことを目的とした子防事業の)、(地域の高齢者を対象に要介・護者とならないことを目的とした子防事業の)、(地域の高齢者を対象に要介・護者とならないことを目的とした子防事業の)、(地域の高齢者を対象に要介・護者とならないことを目的とした子防事業の)、(地域の高齢者を対象に要介・護者とならないことを目的とした子防事業の)、(地域の高齢者を対象に要介・護者とならないことを目的とした子防事業の)、(地域の高齢者を対象に要力・選者とならないことを目的とした子防事業の)、(地域の高齢者を対象に要力・選者とならないことを目的とした子防事業の)、(地域の高齢者を対象に要力・関係主題が関係である)、(地域の高齢者を対象に要力・関係主題が関係である)、(地域の高齢者を対象に要力・大力に対し、(地域の高齢者を対象に要力・大力に関係主要に通知のを関係を対象に関係を対象に対象に関係を対象に対象に関係を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対
第 18 条(資産の区分)2 項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19 条(基本財産の処分)各号の表記の更正 第 18 条(資産の区分)(1)土地 第 18 条(資産の区分)(1)土地 第 18 条(資産の区分)(1)土地 第 18 条(資産の区分)(1)土地 第 18 条(自的)(1)第一種社会福祉事業(4)特別養 護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4) を入短期入所事業の経営(の)を人居宅介護等事業 の経営(へ)障害福祉サービス事業の経営に変更 第 7 条(役員の選任等)理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第 40 条に 準拠した) 第 9 条(理事会)第 2 項招集に誤字訂正 第 12 条第 2 項施設の長はの後に点を加える 第 18 条(資産の区分)第 1 項基本財産、運用財産の後に及びを加える。第 2 項(2)建物⑦特別養護	 第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームのごの施設名称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業を追加第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更(辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第18条(資産の区分)2項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物⑦特別養護者人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物⑦特別養護者人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物⑦特別養護者人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物⑦特別養護者人ホーム絆の広場基本財産土地(2)建物⑦特別養護者人ホーム絆の広場基本財産建物を追加第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地筆ごとの表示に改める。第1条(目的)(1)第一種社会福祉事業(4)特別養護者人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)特別養護者人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)特別養護者人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)等人知知入所事業の経営(1)第一種社会福祉事業(4)特別養護を入ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)等別養護者人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)等別養護者人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)等別養管(1)第一種社会福祉事業(4)等の経営(1)第一種社会福祉事業(4)等の経営(1)第一種社会福祉事業(4)等の経営(1)第一種社会福祉事業(4)等の経営(1)第一種社会福祉事業(4)等別養等等の経営(1)第一種社会福祉事業(4)第一世紀表述(4)第一世紀述(4)第一世紀表述(4)第一世紀表述(4)第一世紀表述(4)第一世紀表述(4)第一世紀表述(4)第一世紀表述(4)第一世紀述(4)第一世紀本述(4)第一世紀表述(4)第一世紀表述(4)第一世紀本述(4)第一世紀本述(4)第一世紀本述(4)第一世紀本述(4)第一世紀本述(4)第一世紀本述(4)第一世紀	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款専則の一部改正により掲示方法に官報を追加	第33条 (公告の方法) 平成 19年4月 定 新 19	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日設可)	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定 薬 単則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地①特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。 第 1条 (目的) (1)第一種社会福祉事業(4)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(4)特別養護老人ホームの経営(1) 老人居宅介護等事業の経営(1) 管害福祉サービス事業の経営に変更 第 7条 (役員の選任等) 理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第 40条に準拠した) 第 9条 (理事会)第 2 項招集に誤字訂正 第 12 条第 2 項施設の長はの後に点を加える 第 18条 (資産の区分)第 1 項基本財産、運用財産の後に及びを加える。第 2 項(2) 建物⑦特別養護等人ホーム絆の広場 高知市一宮南町一丁目	第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居(平成24年10月30日認可) 第2条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更(辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第18条(資産の区分)2項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地②特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加第19条(基本財産の処分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地②第18条(資産の区分)(1)土地第三との表示に改める。第1条(目的)(1)第一種社会福祉事業(分特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(分老人短期入所事業の経営(の)老人居宅介護等事業の経営(へ)障害福祉サービス事業の経営に変更第7条(役員の選任等)理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第40条に準拠した)第9条(理事会)第2項招集に誤字訂正第12条第2項施設の長はの後に点を加える第18条(資産の区分)第1項基本財産、運用財産	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定歌準則の一部改正により 第示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 (3)小規模多機能ホームあ	# 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定 歌 単則の一部改正により 掲示方法に官 報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 (3)小規模多機健ホームあ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定款準則の一部改正により掲示方法に官職を追加
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。 第 1条 (目的) (1) 第一種社会福祉事業(4) 特別養護老人ホームの経営、(2) 第二種社会福祉事業(4) 特別養護老人ホームの経営、(2) 第二種社会福祉事業(4) 特別養護老人ホームの経営、(2) 第二種社会福祉事業(4) を人短期入所事業の経営(で)を人居宅介護等事業の経営(で) 産事福祉サービス事業の経営に変更 第 7条 (役員の選任等) 理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第 40条に準拠した) 第 9条 (理事会) 第 2 項招集に誤字訂正 第 12 条第 2 項施設の長はの後に点を加える 第 18条 (資産の区分) 第 1 項基本財産、運用財産の後に及びを加える。 第 2 項(2) 建物⑦特別養護等人ホーム絆の広場 高知市一宮南町一丁目 4081 番地 1、4078 番地 1、4078 番地 3、4078 番地	(平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可) 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 27 条 (後員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム経の差別 (2) 第 2 種社会福祉事業(分特別養護老人ホームの経営(2) 第 2 種社会福祉事業(分特別養護老人ホームの経営(2) 第 2 種社会福祉事業(分特別養護と人ホームの経営(2) 第 2 種社会福祉事業(分特別養護を人ホーム半の広場 高 2 項招集に誤字訂正 第 12 条第 2 項施設の長はの後に点を加える 第 18 条 (資産の区分) 第 1 項基本財産、運用財産の後に及びを加える。第 2 項(2) 建物⑦特別養護等人ホーム絆の広場 高 3 和 市 一 宮南町一丁目	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定歌専則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 (3)小規模多機能ホームあ	# 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定 歌 単則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 (3)小規模多機酸ポームあ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	# 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定歌 準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 (3)小規模多機能決一人あ	# 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定 軟 単則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ②小規様多機能示一人あ
第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加 第 19 条 (基本財産の処分) 各号の表記の更正 第 18 条 (資産の区分) (1) 土地 筆ごとの表示に改める。 第 1条 (目的) (1) 第一種社会福祉事業(4) 特別養護老人ホームの経営、(2) 第二種社会福祉事業(4) 特別養護老人ホームの経営、(2) 第二種社会福祉事業(4) 特別養護老人ホームの経営、(2) 第二種社会福祉事業(4) を人短期入所事業の経営(で)を人居宅介護等事業の経営(で) 産事福祉サービス事業の経営に変更 第 7条 (役員の選任等) 理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第 40条に準拠した) 第 9条 (理事会) 第 2 項招集に誤字訂正 第 12 条第 2 項施設の長はの後に点を加える 第 18条 (資産の区分) 第 1 項基本財産、運用財産の後に及びを加える。 第 2 項(2) 建物⑦特別養護等人ホーム絆の広場 高知市一宮南町一丁目 4081 番地 1、4078 番地 1、4078 番地 3、4078 番地	第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした第27条(程別)に正成24年12月1日開設の居宅介護支援事業を追加第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更(辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第18条(資産の区分)2項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場基本財産建物を追加第19条(基本財産の股分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地②特別養護老人ホーム絆の広場基本財産建物を追加第19条(基本財産の股分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地第26。平成25年6月13日認可)第18条(資産の区分)(1)土地第26。平成26年4月7日認可)第18条(資産の区分)(1)土地第26年4月7日認可)第19条(基本財産の股分)各号の表記の更正第18条(資産の区分)(1)土地第26年4月7日認可)第19条(基本財産の投合と、2)第二種社会福祉事業(分特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(分特別養護老人ホームの経営、(2)第二種社会福祉事業(分替別表別事業の経営(の)障害福祉サービス事業の経営に変更第7条(役員の選任等)理事は、評議員会において選任することとした(租税特別措置法第40条に準拠した)第9条(理事会)第2項招集に誤字訂正第12条第2項施設の長はの後に点を加える第18条(資産の区分)第1項基本財産運用財産の後に及びを加える第18条(資産の区分)第1項基本財産運用財産の後に及びを加える第18条(資産の区分)第1項基本財産運用財産の後に及びを加える第2項(2)建物⑦特別養護等人ホーム絆の広場高知市一宮南町一丁目4081番地1、4078番地1、40	第-33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月 定歌専則の一部改正により 8 元 7 法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 (3)小規模多機能ホームあ 5 本の 3 元 4 元 4 元 1 月 18 日 記 可) 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを 16 的とした子防事業(10) を 10 を	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定歌準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 頃 (2) 建物 (3)小規模多機能ホームあ	第18条 2.項(2) 建物(③小規線多機能ボームを受のアクループボームニの星日配基本財産建物を追加第274、79 ㎡と変更のクループボームニの星日配基本財産建物を追加第274、79 ㎡と変更のクループボームニの星日配基本財産建物を追加第274、経費別に比較ふれあい分護予防事業のとさらないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体機物策、処理の健康教室)公益事業に追加平成23年9月1日改正(平成23年9月2日改正(平成24年1月12日改正(平成24年1月19日認可) 第18条2項(1) 土地⑤グループボームニの豊臣経色とした。 第18条2項(1) 土地⑥グループホームーの豊臣経色とした。 第18条2項(1) 土地⑥グループホームニの豊田経色とした。 第18条2項(1) 土地⑥グループホームニの豊田経色とした。 第18条2項(1) 土地⑥グループホームニの豊田経色とした。 第18条2項(1) 土地⑥グループホームニの豊田経色とした。 第18条2項(1) 土地⑥グループホームニの豊田経色とした。 第18条2項(1) 土地⑥ケループホームニの豊田経色とした。 第18条2項(1) 土地⑥ケループホーム・20星日に、 (平成24年1月17日認可) 第18条(1日) 対別護・老人ボームとこり横丁敷地基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ボームほごのり横丁敷地基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームにあらり横丁基本財産連続の小規模多機能・一ムにおいる近極を利用の関係と対した。 第1条(1日) 対別護・老人ボームかの固能を対した。 第1条(1日) ・ 1 日間 対の形式を利能を入れ、一人料の広範基本リーと、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	第.33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定 歌 準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 頃 (2) 建物 (3)小規模多機能ホームあ	# 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月 定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2項 (2) 建物 (3)小規模多機能ホームあ
財産への一部切替21. 平成24年3月21日改正第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)
(平成 24 年 1 月 19 日認可)記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経
(平成 24 年 1 月 19 日認可)記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム
20.平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替21.平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	20. 平成24年1月12日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)
20.平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替21.平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)
 (平成23年9月26日認可) 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 (平成24年1月19日認可) 一一第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 	(平成23年9月26日認可)一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20. 平成24年1月12日改正第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教
19.平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20.平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替21.平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ
室、②脳の健康教室)公益事業に追加19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可)平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副業を費を有料者人ホーム設置経営とした20. 平成24年1月12日改正 (平成24年1月19日認可)第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記動地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成24年3月21日改正第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	室、②脳の健康教室)公益事業に追加9. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可)平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20. 平成24年1月12日改正第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)一第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可)第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可)第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可)第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加
(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副監経営とした 20. 平成24年1月12日改正 (平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成23年9月1日改正(平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤	18.平成 22 年 7 月 8 日改正――第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤
第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正毎 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	18. 平成22年7月8日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ
グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室) 公益事業に追加19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室) 公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経 営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加
 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日に平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 	 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			一部改正により掲示方法に官報を追加		
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	活援助事業の経営とした				活援助事業の経営とした
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	活援助事業の経営とした		71 00 / (A 1 0 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1		活援助事業の経営とした
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	活援助事業の経営とした	山灰の子木の風山とした	NA == NA (E. E NA (E. A		活援助事業の経営とした
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 					
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)			第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の		
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	活援助事業の経営とした	旧級分子木の配置とした	NA == NA (E. E NA (E. A	 	活援助事業の経営とした
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム則染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 	活援助事業の経営とした	旧級分子木の配百このに			活援助事業の経営とした
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム則染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			カワルゴシェトル 担 二十分シェウカロ		
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			一部改正により掲示方法に官報を追加		
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	活援助事業の経営とした				活援助事業の経営とした
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)		活援助事業の経営とした	第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の	「大型出車米の欠票」」と	
第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	7				
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			カルナ) - L M H ニ + ル) - 点 tn + 2) カ hp		
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	活援助事業の経営とした		71 00 / (A 1 0 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1		活援助事業の経営とした
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)			第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の		
第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日		活揺助事業の経堂とした		近極明東米の奴骨1.1 t	
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)		活揺助事業の経堂とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	江極中東米の奴帯して	
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			一部改正により掲示方法に官報を追加		
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 					
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	活援助事業の経営とした		77 60 X (A 1 0 7 1 1 7 1 7 1 1 1 1 1 7 1 7 1 7 1 7		活援助事業の経営とした
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)		(A 15 D) (第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の		
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)		活援助事業の経営とした	第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の	「大型出車米の欠票」」と	
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	大型山 丰米 6 位示 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の		
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	to define the state of the stat	活接助事業の経営とした	第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の	江松田市光の夕景しした	
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)		活接助事業の経覚とした	第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の		
第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日		活揺助事業の経堂とした		江松中東米の奴⇔ 1.1 た	
第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日		活揺助事業の経堂とした		江極中東米の奴帯して	
第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	ノか、ものでかり家」を配列に対応至七八共同生				
第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	江戸中東米の奴党しした			
第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日		活接助事業の経覚とした			
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)			第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の		
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)			第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の		
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)			第 33 条(公告の方法)平成 19 年 4 月定款準則の		
18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)	活揺助車業の経覚とした ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		第 33 余(公告の方法)平成 19 年 4 月 正新年則の		活揺助事業の経覚とした
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 					
 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日に平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 	 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	一部だけらずり掲示方法に自殺を追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の
 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日に平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 	 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	一部改正により掲示方法に官報を追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 26 日認可) 19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 20. 平成 24 年 1 月 19 日認可) 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 3 月 21 日改正) 22. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 3 月 21 日改正) 23. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 3 月 21 日改正) 24. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			一郊改正により掲示方法に宣報を追加		
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			がおてたしたりを与れたもか		
 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日に平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 	 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	一部改正により掲示方法に官報を追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の
 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日に平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 	 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	一部改正により掲示方法に官報を追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の
 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日に平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 	 (平成22年8月18日認可) ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	一部改正により掲示方法に官報を追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			一部改正により掲示方法に宣報を追加		
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 					
 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 26 日認可) 19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 20. 平成 24 年 1 月 19 日認可) 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 3 月 21 日改正) 22. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 3 月 21 日改正) 23. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 3 月 21 日改正) 24. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 	 (平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 			一部改正により掲示方法に官報を追加		
グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室) 公益事業に追加19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室) 公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経 営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加
第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)	第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	18. 平成22年7月8日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成 22 年 7 月 8 日改正第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ
とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可)	とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加率成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)一第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可)第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可)第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可)第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加
19.平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20.平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替21.平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の 一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可) ジみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ
20.平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替21.平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	20. 平成24年1月12日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム
1、2983番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	(亚成 24 年 1 日 10 日認可) 記動州 (宣知古一宣東町五丁日五丁日 2 0 0 0 采	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)
(平成 24 年 1 月 19 日認可)記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)
(平成 24 年 1 月 19 日認可)記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経
(平成 24 年 1 月 19 日認可)記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経
20.平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替21.平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	20. 平成24年1月12日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経
20.平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替21.平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多	20. 平成24年1月12日改正	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 19. 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム
(平成 24 年 1 月 19 日認可)記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経
(平成 24 年 1 月 19 日認可)記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経
(平成 24 年 1 月 19 日認可)記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替21. 平成 24 年 3 月 21 日改正第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)
1、2983番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	(亚成 94 年 1 日 10 日製可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)
1、2983番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成24年3月21日改正 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	(业成 94 年1日 10 日設 訂) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	18. 平成22年7月8日改正 (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 19. 平成23年9月1日改正 (平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ(平成 22 年 8 月 18 日認可)
財産への一部切替21. 平成24年3月21日改正第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	()	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	18.平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可)第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加19.平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可)平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした20.平成 24 年 1 月 12 日改正第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日
財産への一部切替21. 平成24年3月21日改正第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多	1、2983番1(一部)523.31 ㎡を公益事業用	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記 2 9 8 8番	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18 条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 19. 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム・制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正(平成24年1月19日認可) 第 33条(公告の方法)平成19年4月定款準則の一部改正により第274.79㎡に変更⑥グループホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム計量経営とした 21. 平成24年1月12日改正(平成24年1月19日認可) 	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ (平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第 18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番
21. 平成24年3月21日改正	H文:	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記 2 9 8 8番	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18 条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 19. 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ(平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条(種別)有料老人ホーム・制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正(平成24年1月19日認可) 第 33条(公告の方法)平成19年4月定款準則の一部改正により第274.79㎡に変更⑥グループホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム計量経営とした 21. 平成24年1月12日改正(平成24年1月19日認可) 	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ (平成22年8月18日認可) 第 18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成24年1月12日改正 第 18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番
		第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 平成 24 年 1 月 17 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可)
		 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 一年 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記動地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 	 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部切替
建物の小規模を換むましたぼったり構工 まま	建物の小規模を換むすったが、 まん はん	第33条 (公告の方法) 平成 19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成23年9月26日認可 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)	第33条 (公告の方法) 平成 19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡で変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成23年9月26日認可 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム手金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副藻み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2)	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡で変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24年 2 月開設予定の有料老人ホーム・一日追加により第 27条 (種別) 有料老人ホーム・副染み横丁の設置経営を有料を人ホーム・設置経営とした 第18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1、一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ
	州 圧足物で 足別	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いさいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記數地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第 18条(資産の区分)2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないこ とを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記勲地(高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部)523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第18条 (資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡で変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多 機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2)
(半成 24 年 6 月 6 日認可) により特別養護老人ホームめさみの里の施設名	22. 平成 24 年 5 月 24 日改正	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1、2 9 8 3番 1、一部)523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 1条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム計算経営とした 20. 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番1、2 9 8 3番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 21. 平成 24 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 22. 平成 24 年 5 月 24 日改正 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ (平成22年8月18日認可) 第18条2項(2)建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79㎡を延274.79㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教 室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の 一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1、一部)523.31㎡を公益事業用 財産への一部切替 第1条条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多 機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームぼっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産機能ホームばっちり横丁 基本 財産建物を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ (平成 22 年 8 月 18 日認可)
老人短期人所事業とした	22. 平成24年5月24日改正 (平成24年6月6日認可) 第1条(目的)特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームあざみの里の施設名 称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274、79 ㎡を延 274、79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523、31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム幹の広場開設 により特別養護老人ホームの改置経営及び	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に土地金水あいへ護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1条 (目的) 特別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条 (種別) に地域を追加 第27条 (種別) に地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成23年9月26日認可) 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条 (種別) 有料老人ホーム副課み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記整位 宮とした 第18条2項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地(2)建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産建物を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの主の面積 274、79 ㎡を延 274、79 ㎡を更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 12 日改正 (平成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記経営を有料を人ホーム設置経営とした予防事業のでの部切替第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星日記をとした予防事業のでの計算を対象に追加第 3 番 1、2 9 8 3 番 1(一部)523、31 ㎡を公益事業用財産への一部切替第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産土地(2) 建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地基本財産生物を追加第 1 条 (目的)特別養護を人ホーム部の広場開設により特別養護を人ホームおざみの里の施設名称を削除し特別養護を人ホームの設置経営及び
(亚は 24 年 10 日 20 日辺可) マ企業支援重業を追加	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームあざみの里の施設名 称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第18条2項(2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム最置経営とした 20. 平成23年9月26日認可)	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 30 小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274.79 ㎡ を延 274.79 ㎡ に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日に乗成 24 年 1 月 19 日認可) に収え4 年 1 月 19 日認可) に収え4 年 1 月 19 日認可) に収え4 年 3 月 21 日改正 (平成 24 年 4 月 17 日認可) に収え4 年 6 月 6 日認可) に収入4 年 6 月 6 日認可) 第 1条 (目的) 特別養護老人ホーム部の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域かれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム最置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日に東成 24 年 1 月 19 日認可) 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日に東成 24 年 3 月 21 日改正(平成 24 年 3 月 21 日改正(平成 24 年 4 月 17 日認可) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁基本財産建物を追加第 4 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁基本財産建物を追加第 5 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームあざみの里の施設名 称を削除し特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日 記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条 (資産の区分)2項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第1条 (目的) 特別養護老人ホーム経の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第1条 (目的) 特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第27条 (種別) に平成24年1月1日開設の居 で介護支援事業を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第18条2項(2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積274.79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム・10分割をした。	 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 30 小規模多機能ホームあ	第 33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を(地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム・ 制染み横丁の設置経営を有料老人ホーム・ 設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記 1、2 9 8 3 番 1、2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1、2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1、2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1、2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1、2 9 8 8
	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 2 月 2 2 2 2 2 2 2 2	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 (3) 小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星目記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成24年1月12日改正 (平成24年1月19日認可) 平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産分の一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産分の一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産分の一部の財産を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム約の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更	 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 30 小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) マ成24年2月開設予定の種別37条(福別)有料老人ホームチ金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム約置経営及び 老人短期入所事業とした 第27条(種別)に平成24年1月1日開設の居 宅介護支援事業と追加 第2条(種別)に平成24年12月1日開設の居 宅介護支援事業と追加 第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 30/規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) マ成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建り修改を追加入第1条(目的)特別養護老人ホームの設置経営及び老人知利所事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居を対するのにより複数を対するのによりを対するのによりが表するのによりを対するのによりを対するのによりを対するのによりを対するのによりによりを対するのによりを表するのはよりを表するのによりを表するのによりを表するとものによりを表するのによりを表するのによりを表するのによりを表するのによりを表するのによりを表するの
	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正第 5条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 2 月 2 2 2 2 2 2 2 2	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 (3) 小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星目記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) 平成24年1月12日改正 (平成24年1月19日認可) 平成24年1月19日認可) 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産分の一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産分の一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産分の一部の財産を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム約の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居 第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更	 18. 平成 22 年 7 月 8 日改正 (平成 22 年 8 月 18 日認可) 第 18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 30 小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条(種別)に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) マ成24年2月開設予定の種別37条(福別)有料老人ホームチ金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物を追加 第1条(目的)特別養護老人ホーム約置経営及び 老人短期入所事業とした 第27条(種別)に平成24年1月1日開設の居 宅介護支援事業と追加 第2条(種別)に平成24年12月1日開設の居 宅介護支援事業と追加 第5条(役員の定数)(2)監事3名を2名に変更	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条2項(2) 建物 30/規模多機能ホームあ ざみの荘の面積274.79 ㎡を延274.79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業①いきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成23年9月26日認可) マ成24年2月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第27条(種別)有料老人ホーム副染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条2項(1)土地⑤グループホーム三つ星日記敷地(高知市一宮東町五丁目五丁目2988番1、2983番1(一部)523.31㎡を公益事業用 財産への一部切替 第18条(資産の区分)2項(1)土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本 財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産建物⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建か⑥小規模多機能ホームにのもり横丁敷地 基本財産主地(2)建立のは、第1条(目的)特別養護老人ホームの設置経営及び老人短利不同な。2000年間 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居宅介護支援事業とした 第27条(種別)に平成24年12月1日開設の居を24年12月1日開設の居を24年12月1日開設の居を24年12月1日開設の居を24年12月1日開設の居を24年12月1日開設の居住のにより、第27条(種別)により、2000年間 24年12月1日開設の居住のにより、2000年間 24年12月1日開設の居住のにより、2000年間 24年12月1日開設の展生のにより、2000年間 24年12月1日開設の展生のにより、2000年間 24年12月1日間 25条(種別)により、2000年間 25条(種別)により、2000年
	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加
	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加	第33条 (公告の方法) 平成19年4月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加
第 18 条(資産の区分)2 項(1)土地⑦特別養護	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設 により特別養護老人ホームの設置経営及び 老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡を変更⑤ グループホーム三つ星 日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業の) 公益事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホームチ金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星 日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8番 1、2 9 8 3番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホームかの旋場	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星 日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業に追加 平成 23 年 9 月 1 日改正 (平成 23 年 9 月 26 日認可) 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホームチ金の一日追加により第 27 条 (種別) 有料老人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第 18 条 2 項 (1) 土地⑥グループホーム三つ星 日記敷地 (高知市一宮東町五丁目五丁目 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523. 31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁 基本財産建物を追加 第 1 条 (目的) 特別養護老人ホームがの広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした 第 27 条 (種別) に平成 24 年 1 月 1 日開設の居 宅介護文4 年 1 月 1 日開設の居 宅介護支援事業を追加 第 5 条 (役員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款推則上の最低数に変更) 第 18 条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑦特別養護	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18 条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡を返 274. 74 第 274. 79 ㎡を延 274. 79 ㎡を返 274. 74 第 2	第33 条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 平成 22 年 7 月 8 日改正
第 18 条(資産の区分)2 項(1)土地⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物⑦ 特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を 追加	22.平成 24 年 5 月 24 日改正 (平成 24 年 6 月 6 日認可)第 1 条 (目的) 特別養護老人ホーム絆の広場開設により特別養護老人ホームの設置経営及び老人短期入所事業とした23.平成 24 年 9 月 27 日改正 (平成 24 年 10 月 30 日認可)第 27 条 (種別) に平成 24 年 12 月 1 日開設の居宅介護支援事業を追加24.平成 25 年 3 月 21 日改正 (平成 25 年 4 月 18 日認可)第 5 条 (役員の定数)(2)監事 3 名を 2 名に変更(辞任と同時に定款準則上の最低数に変更)第 18 条 (資産の区分)2項(1)土地⑦特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産土地(2)建物で特別養護老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡に変更 5 グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脳の健康教室) 公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム全の 日追加により第 27条 (種別) 不利者と大・一人設置経営とした 野野・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定款準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの荘の面積 274.79 ㎡を延 274.79 ㎡に変 項 ジループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第 27 条 (種別) に地域ふれあい介護予防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脳の健康教室)公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料老人ホーム千金の一日追加により第 27条 (種別) 不料老人ホーム 製染み横丁の設置経営を有料老人ホーム設置経営とした 第18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記を対象に要介を対象に要介を対象に要介を対象に要介を対象に要介を対象に要介 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 1条 (1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 2 年 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 1条 (1 年 1 年 1 年 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 1条 (1 年 1 年 1 年 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 1条 (1 年 1 年 1 年 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 1条 (1 年 1 年 1 年 1 年 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 1条 (1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523.31 ㎡を公益事業用財産への一部切替 第 2 条 (1 1 土地⑥小規模多機能ホームようもり横丁 基本財産土地 (2) 建物⑥・別模選 2 4 年 1 月 1 日間設の居で成 2 4 年 1 月 1 日間設の居で介護支援事業を追加 第 2 条 (1 1 土地の特別養護 2 人ホームの広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護 2 人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物 ② 特別養護 2 人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護 2 人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護 2 人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養産業を追加 第 2 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	18. 平成 22 年 7 月 8 日改正	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 数準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ	第33条 (公告の方法) 平成 19 年 4 月定 数準則の一部改正により掲示方法に官報を追加 第18条 2 項 (2) 建物 ③小規模多機能ホームあ ざみの狂の面積 274、79 ㎡に変更⑤ グループホーム三つ星日記基本財産建物を追加 第27条 (種別) に地域ふれあい (護子防事業を (地域の高齢者を対象に要介護者とならないことを目的とした予防事業のいきいき百歳体操教室、②脳の健康教室) 公益事業に追加 平成 24 年 2 月開設予定の有料を人ホーム千金の一日追加により第 27条 (種別) 不料を人ホーム 馴染み横丁の設置経営を有料を人ホーム設置経営とした 第18条 2 項 (1) 土地⑤グループホーム三つ星日記 記數地 (高知市一宮東町五丁目五丁日 2 9 8 8 番 1、2 9 8 3 番 1 (一部) 523、31 ㎡を公益事業用 財産への一部切替 第1条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥小規模多機能ホームぼっちり横丁敷地 基本財産土地 (2) 建物⑥小規模多機能ホームにあらり横丁敷地 基本財産建物を追加 第1条 (目的) 特別養護を人ホームがの広場開設により特別養護を人ホームの設置経営及びを人短期入所事業とした 第1条 (目的) 特別養護を人ホームの設置経営及びを人短期入所事業とした 第 27条 (種別) に平成 24 年 1 月 1 日間設の居 (平成 24 年 1 月 月 30 日認可) 第 2 条 (種別) に平成 24 年 1 月 1 日間設の居 宅介護支援事業を追加 第 25条 (積別) に平成 24年 1 1 日間設の居 宅介護支援事業を追加 第 25条 (後員の定数) (2) 監事 3 名を 2 名に変更 (辞任と同時に定款準則上の最低数に変更) 第 18条 (資産の区分) 2 項 (1) 土地⑥特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産土地 (2) 建物⑦特別養護 老人ホーム絆の広場 基本財産建物を追加

業の後に及び公益事業を追加する

第34条(施行細則)細則はの後に点を加える

27.	平成 26 年 8 月 1 日改正 (平成 26 年 8 月 12 日認可)	 第 27 条 (種別) 定款準則に準拠した文言に改める (社会福祉法人設立の手引き・平成 25 年 9 月改訂版)。 介護職員初任者研修事業の追加
28.	平成 27 年 8 月 6 日改正 (平成 27 年 8 月 19 日認可)	 第 18 条第 2 項(1) 土地にグループホームリットの風・就労継続支援 B 型事業所リットの風敷地を追加
29.	平成 27 年 12 月 3 日改正 (平成 27 年 12 月 22 日認可)	 第 18 条第 2 項(2)建物にグループホームリットの風・就労継続支援 B型事業所リットの風を追加
30.	平成 28 年 12 月 8 日改正 (平成 28 年 12 月 15 日認可)	 第5条第1項(1)理事定数10名を11名に変更 第13条第1項評議員数21名を23名に変更(改 正社会福祉法に関係する)
31.	平成29年1月27日改正、4月1日施行 平成29年1月31日申請 (平成29年3月1日認可)	 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)に基づく。
32.	平成30年6月15日改正	 第28条第2項第1号⑦特養ホーム絆の広場敷地面積 が登記所備付地図作成の為の測量により変更
33.	令和元年 6 月 21 日改正 令和元年 6 月 28 日申請 (令和元年 9 月 13 日認可)	 第1条(1)に(口)救護施設の経営を追加
34.	令和元年6月21日改正 令和元年9月19日届出 (令和元年11月27日認可)	 第 28 条第 2 項(1)土地及び(2)建物に救護施設誠和園の基本財産を追加

- 13 -